

福岡教育大学「未払い賃金請求訴訟」第1回控訴審報告

熊本大学教職員組合は、「臨時特例」に係る給与減額と退職手当減額の取消を求める全国11単組による裁判の支援活動を今年度も引き続き行っています。6月15日(月)の福岡教育大学未払い賃金請求訴訟第1回控訴審には、熊本大学教職員組合からも6名が裁判傍聴と報告会に参加しました。また、今後も粘り強く裁判支援を続けていきますので、引き続きご協力よろしくお願いいたします。なお、今回の裁判と報告会の模様を、『全大教・賃金請求裁判速報 No.89』(2015.6.18)より以下に転載してお知らせします。

本来の司法の役割をも問う控訴審、始まる!!

70人が傍聴支援に参加!!

控訴状、控訴理由書を痛烈・明快に陳述

6月15日(月)13時30分から福岡高等裁判所501法廷で、福岡教育大学未払い賃金請求訴訟の控訴審第1回が行なわれました。

公判では、控訴状と控訴理由書について、原告団の岡俊房氏(福岡教育大学教職員組合書記長)と弁護団の吉村弁護士が意見陳述しました。岡氏は、今回の控訴は(1)国立大学法人で働く者の権利は労働法制のもとでいかに保障されるべきか、(2)国立大学法人において「学問の自由」と「大学の自治」はいかに保障されるべきかという2点にくわえて、

(3)司法はいかにあるべきかを問うものであることを陳述しました。そのなかで岡氏は、2015年1月28日の福岡地裁判決が「国民は、司法に対して、信頼も期待もできなくなってしまふ」不当なものであることを痛烈に指摘しました。

つづいて、吉村弁護士は控訴理由が(1)労働契約法第10条の解釈適用の誤り、(2)労働契約法第

10条要件判断の誤り、(3)地裁判決では国立大学法人職員の労働基本権が否定されることになること、

(4)地裁判決には多くの事実認定の誤りや判断遺脱があることの4点にあると明快に陳述しました。



〈報告集会の全体〉



〈原告団 左から金光・西崎・岡の三氏〉

傍聴には原告側から70人を越える方が参加し、傍聴席をほぼ満席にして公判を見守りました。福岡教育大学教職員組合以外からは、全大教(長山書記長以下6人)、加盟単組の山口大(2人)、九州工業大(3人)、九州大(3人)、佐賀大(4人)、大分大(7人)、熊本大(6人)、鹿児島大(1人)の計32人が参加しました。記者席では6人の記者が傍聴していました。

報告集会にも40人が参加!!

公判終了後、「アーバン・オフィス天神」の会議室で報告集会が開かれ、弁護団長の解説を学習しました。裁判所から徒歩10分と離れた会場であったにもかかわらず、報告集会にも40の方が熱心に参加しました。

第2回公判は9月7日、山口・九州地区の単組は傍聴支援のご準備を!!

控訴審第2回公判は、9月7日(月)11:30から、同じく福岡高裁501法廷で行なわれます。控訴審の争点は、私たち国立大学法人の労使関係を左右するだけでなく、司法への信頼に関わるものです。月曜日は参加しにくい曜日ですが、今回は幸いにも夏休み期間中です。傍聴席を満席以上にできるよう、山口・九州地区の単組は傍聴支援行動への参加をご準備ください。



〈弁護団 左から発言する吉村弁護士と堀弁護団長〉



〈挨拶する長山全大教書記長〉

※ 組合員の方は、福岡教育大学教職員組合「陳述書」などを全大教HPよりご覧頂けます。

ログインには、IDとパスワードが必要です。組合事務所までお問い合わせください。

赤煉瓦

No. 2
2015. 6. 22

熊本大学教職員組合

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>